

2004年12月20日
公正貿易センター

< 対日アンチ・ダンピング情報 >
- 公正貿易センター・レポート -
(第138号 2004年11月度)

当センターが各国官報等により把握しました2004年11月度の世界各国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(A D)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問合せ先： 03-3591-4550)

主なトピックス

1. 中国：「ヌクレオチド食品添加物」のA D調査開始決定

・商務部は11月12日、「ヌクレオチド食品添加物(イソ酸トリウム、ゲアコル酸トリウム、ホヌルチドトリウム)」に対するA D調査開始を決定し公告した。これは中国が1997年にA D法を制定以降、中国における20件目(今年に入って5件目)の日本製品に対する新規A D案件である。

2. 中国：「エタノールアミン」のA D調査で“ダビング及び損害有り”を最終決定

・商務部は11月14日、「エタノールアミン」のA D調査(2003年5月14日調査開始)において、“ダビング及び損害有り”との最終決定を下し、A D税賦課を公告した。

3. 中国：「クロロブレン・ゴム」のA D調査で“ダビング及び損害有り”を仮決定(速報)

・商務部は12月1日、「クロロブレン・ゴム」のA D調査(2003年11月10日調査開始)において、“ダビング及び損害有り”との仮決定を下した。

4. インド：「6-ヘキサンラクタム」のA D税賦課決定

・「6-ヘキサンラクタム」のA D調査(2003年9月22日調査開始)において、商工省が9月28日に“ダビング及び損害有り”と最終決定の上、A D税賦課を勧告していたが、大蔵省は11月17日にA D税賦課を決定した。

5. インド：「アクリル繊維」のA D措置継続勧告

・商工省は11月10日、「アクリル繊維」のA D措置(1999年1月22日A D税賦課決定)に対するA D措置失効に関する見直し(2003年9月5日見直し開始)において、A D措置を撤廃した場合はダビング及び損害の継続または再発のおそれ有りと認定し、A D措置を継続するよう勧告した。

主要4ヶ国の官報での、対日AD案件等の11月度掲載事項

1. 米国 (Federal Register)

Vol. 69, 210 ~ 229 (2004.11.1. ~ 2004.11.30.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) ADサンセット見直し：

商務省：ADサンセット見直し(2004年7月開始分)略式レビュー最終結果(ダンピングの継続または再発のおそれ有り)の公告

69 FR 64276 (2004.11.4.), Effective Date : 2004.11.4.

・ ポリクロロブレン・ラバー

[商務省 : A-588-046 Polychloroprene Rubber]

ITC (国際貿易委員会) : ADサンセット見直し(2004年8月開始分)終結の公告
(米国国内産業のサンセット見直しへの参加意志表明なしの為、
AD税賦課命令撤回 <2004年9月1日付>となったこと
<前月版に既報>による終結)

69 FR 65454 (2004.11.12.), Effective Date : 2004.9.1.

・ メラミン

[ITC : AA1921-162 Melamine]

(3) AD行政見直し等：

ITC : 裁判所命令による第2番目差し戻し決定の差し戻し手続きに関する公告

69 FR 65223 (2004.11.10.), Effective Date : 2004.11.4.

・ ブリキ及びティンフリー・スチール

[ITC : 731-TA-860 Tin and Chromium-Coated Steel Sheet]

商務省：事情変更によるAD行政見直し最終結果の公告

69 FR 67890 (2004.11.22.), Effective Date : 2004.11.22.

・ ポリクロロブレン・ラバー

[商務省 : A-588-046 Polychloroprene Rubber]

商務省：事情変更によるAD行政見直し開始、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

69 FR 68876 (2004.11.26.), Effective Date : 2004.11.26.

・ 表面処理鋼板

[商務省 : A-588-824 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products]

2. EU (Official Journal)

OJ Vol.47 L 329 ~ L 354 (2004.11.4. ~ 2004.11.30.)

OJ Vol.47 C 268 ~ C 295 (2004.11.4. ~ 2004.11.30.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) AD見直し等： 対象案件掲載無し

3. カナダ (Canada Gazette)

Vol.138, 45 ~ 48 (2004.11.6. ~ 2004.11.27.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) AD見直し等： 対象案件掲載無し

4. オーストラリア (Australian Customs Dumping Notices)

04/34 ~ 04/37 (2004.11.5. ~ 2004.11.26.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) AD見直し等： 対象案件掲載無し

その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連の11月度の情報

*中国

・ヌクレオチド食品添加物 (イソチアトリン、グアノチアトリン、リボヌクレオチドナトリウム) :
商務部は11月12日、AD調査開始を公告
(中華人民共和国商務部公告2004年第67号<2004.11.12.>)

・エタノールアミン :
商務部は11月14日、AD調査の最終決定(ダンピング及び損害有り)、並びに
AD税賦課を公告
(中華人民共和国商務部公告2004年第57号<2004.11.14.>)

*インド

・6-ヘキサンラクタム :
大蔵省は11月17日、AD税賦課を最終決定

・アクリル繊維 :
商工省は11月10日、AD措置失効に関する見直しの結果、AD措置を撤廃した
場合はダンピング及び損害の継続または再発のおそれ有りと認定し、AD措置の
継続を勧告

以上